

令和7年（2025年）度行政評価シート【個表】

令和 7 年 6 月 20 日

評価対象事業		評価者	障害福祉課長	寺山 明
健福-36	障害者福祉運営事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	障害福祉課
		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	健康福祉	施策の方針	多様性のある福祉サービスの充実

1 事業の目的

対象	障害者等
意図	障害者等に関する施策をより明確にし、よりきめ細かく推進するための障害者福祉計画の着実な推進及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の適正かつ円滑な実施を行うため。
効果	障害者等の生活の安定と支援の充実を図る。

2 令和6年(2024年)度実施した事業の概要

- ・障害者福祉計画等の進行管理及び策定を行った。
- ・障害者等へのサービス利用調整等必要な支援や権利擁護のための援助など相談支援事業を行った。
- ・在宅の障害者の日中活動の場の確保、障害の特性に応じた作業の場の提供及び地域社会との交流の促進により障害者の自立を支援する地域活動支援センター事業を実施した。
- ・基幹相談支援センター事業や成年後見センター事業を実施した。
- ・失語症等成人中途言語障害者への支援や障害者団体等への支援を行った。
- ・公的年金給付の要件を制度上満たせない在日外国人の障害者に給付金を支給した。

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和6年度		令和7年度	達成度
				指標(実績値/目標値) 事業費(決算/当初)(千円)		指標(目標値) 予算額(千円)	
01	障害者福祉計画推進事務	障害者福祉課計画策定支援委託、委員会委員報酬等	-	- / -	965 / 2,103	- / 4,617	
02	障害福祉サービス一般事務	給付費等支払システム運営手数料、総合支援法審査会委員報酬等	-	- / -	19,344 / 19,447	- / 16,915	
03	障害者相談支援事業	障害者相談支援事業運営委託等	委託相談三者相談者数(人)	620 / 600	75,009 / 75,009	600 / 81,054	103.33%
04	地域活動支援センター事業	障害者地域活動支援センター運営委託料(8箇所)、地活・日中一時支援体制強化事業補助金	地域活動支援センター(Ⅱ・Ⅲ型)利用者数(人)	146 / 250	130,121 / 132,787	250 / 132,747	58.40%
05	物価高騰に伴う障害福祉サービス事業所等支援事務	物価高騰に伴う障害福祉サービス事業所等支援補助金	-	- / -	0 / 0	- / 0	
06	基幹相談支援センター事業	基幹相談支援センター運営委託	基幹相談支援センターの総合相談件数(件)	2,632 / 1,200	44,897 / 45,714	1,200 / 44,188	219.33%
07	成年後見センター事業	成年後見センター運営業務委託	成年後見センターの相談支援事業件数(件)	344 / 400	8,388 / 8,388	400 / 8,371	86.00%
08	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度利用支援事業補助金等	成年後見制度利用支援障害者件数(件)	11 / 11	2,998 / 5,238	12 / 5,238	100.00%
09	障害者団体等助成事業	地域交流等支援事業補助金等	補助金支給団体数(団体)	6 / 7	3,630 / 3,977	7 / 2,238	85.71%
10	在日外国人障害者援助事業	外国籍等障害者福祉給付金	-	- / -	312 / 312	- / 312	
11	障害者施設訪問歯科検診事業	障害者施設訪問歯科検診報償費	障害者施設訪問歯科検診利用者数(件)	347 / 300	903 / 903	300 / 917	115.67%
12	医療的ケア児等コーディネーター配置事業	医療的ケア児等コーディネーター配置委託	-	- / -	483 / 483	- / 483	
13	一般事務経費	消耗品、備品修繕、電信料等	-	- / -	535 / 836	- / 735	

	財源 内訳	国県支出金	39,025 / 86,054	81,703
		地方債	/	
		その他特定財源	4879 / 5,698	4,954
		一般財源	243,681 / 203,445	211,158
	事業費の合計（千円）		287,585 / 295,197	297,815
	人件費（千円）		72,014	74,398

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	6.3	6.7	6.7	7.5	6.8	7.0
会計年度任用職員	13.0	13.0	10.0	10.4	11.3	10.6

5 評価結果

(1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	障害者福祉計画推進事務	国の指針に基づき、成果目標が設定されている個々のサービス等を単位として成果指標を設定しており、当該事務事業では指標の設定は行わない。なお、令和5年度末に事業実績をまとめ進捗を管理する。	障害者福祉計画の着実な推進及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の適正かつ円滑な実施に寄与した。	令和6年度から11年度までの6年間で計画期間とする障害者基本計画及び令和6年度から8年度までの3年間で計画期間とする障害福祉サービス計画を策定した。 障害者基本計画及び障害福祉サービス計画の進捗管理を行い、計画内容に沿って、着実に各事業が進捗するように進行管理を行っていく。
02	障害福祉サービス一般事務	給付費等支払システム運営手数料、自立支援給付医師意見書作成手数料、総合支援法審査委員会報酬等障害福祉サービスに係る事務で指標の設定には適さない。	障害者の社会参加や生活を支援する障害福祉サービスの給付のために必要な事業である。	これまで障害福祉サービスについては、「福祉の手引」での紙媒体による情報提供であったが、新たに障害者支援アプリを導入することで、障害者や支援者等の関係者が必要とする情報へのアクセスを容易にするとともに、障害者手帳の更新案内など、プッシュ型により、障害者が必要とする情報を伝えていく。
03	障害者相談支援事業	障害者からのよろず相談を受けており、件数については増加傾向である。	障害者等の相談支援の需要や必要性は高まっており、体制を確保することは市の責務として重要である。	相談支援事業所の維持、継続を図る。相談案件及び対象者増、相談内容の複雑化への対応が求められている。
04	地域活動支援センター事業	利用者が通い慣れた地域活動支援センターを継続して利用できるよう事業を維持している。コロナ禍により通所を控えた利用者もいた。	日中活動の場、作業の場、地域社会との交流の場の提供により地域において自立した日常生活や社会生活を送るため必要な事業である。	包括的な支援体制への協力が必要である。
05	物価高騰に伴う障害福祉サービス事業所等支援事務	物価高騰による障害福祉サービス事業所等の経営悪化を防ぎ、障害福祉サービスの事業継続に向けた支援事業のため、指標の設定には適さない。	限られた期間ではあったが、物価高騰による障害福祉サービスの継続的な提供への影響の軽減に資することができたものと考えられる。	令和5年度末をもって、事業を終了した。
06	基幹相談支援センター事業	中核機関として機能しており相談件数については増加傾向である。	多分野と包括的な相談支援体制を構築していく中で、障害福祉分野における基幹相談支援センターの役割が重要になっている。	相談案件増及び相談内容の複雑化への対応力の強化が必要である。 地域生活支援拠点等コーディネーター事業として、緊急時の対応への体制強化を図る予定である。
07	成年後見センター事業	地域の相談機関からの相談が増えていることから、件数は増加傾向にあるが、当事者及び家族からの相談が少ないことから目標未達となった。	障害者の権利擁護のため成年後見制度を利用するための相談窓口の役割は重要である。	中核機関としての機能を充実していくため、市民後見人の育成業務の強化が必要である。
08	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の認知度が高まっており、利用者数は増加傾向である。	障害者の権利擁護のため成年後見制度の利用を促進することが求められており、必要な事業である。	当事者及び家族への更なる周知を図るとともに、利用促進に伴う支出増傾向への対応が課題である。
09	障害者団体等助成事業	補助金の支給により団体活動が維持されている。なお、補助金交付予定の1団体から申請辞退があった。	障害者等に対する理解の促進及びともに支えあう地域の構築等、障害福祉の向上を図った。	特になし。

10	在日外国人障害者援助事業	公的年金給付の要件を制度上満たせない在日外国人に給付金を支給して障害者の支援をしているが、対象者1名のみで対象者が増える見込みもないことから、指標の設定には適さない。	障害者等の生活の安定と支援の充実に寄与した。	特になし。
11	障害者施設訪問歯科検診事業	障害福祉施設への歯科検診機会が確保されている。	障害者が利用できる歯科は少なく、口腔ケアの機会確保のため必要な事業である。	利用者数も増加しており、事業を継続する。
12	医療的ケア児等コーディネーター配置事業	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児等に関する相談体制を整備するため、令和6年度から新たにコーディネーターを配置する。市内で医療的ケアが必要な方の人数は限られているものの、一人ひとりの状況に応じて、支援内容も異なるため、数値での目標管理はなじまず、指標の設定には適さない。	医療的ケア児支援法に基づき、地方公共団体は、相談体制の整備を行うことが定められている。増加傾向にある医療的ケア児等やその家族の日常生活及び社会生活を社会全体で支えるために必要な事業である。	市内で医療的ケア児等を受け入れられる社会資源が不足していることが課題である。また、支援を必要としている人に必要な情報をいかにして届けるかが課題である。
13	一般事務経費	消耗品等共通的な経費で指標の設定には適さない。	障害者等の生活の安定と支援の充実に寄与した。	特になし。

(2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	1 実施済み
	関連・類似する事業の統合はできないか	3 統合できる事業はない
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	1 市民ニーズは変わらずにある
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	4 法令等により、市に実施が義務付けられている
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入
		△-2 受益者はいるが、今後も公費により全額市が負担すべきものである
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	○.協働実施済
		○-2 市民等と協働して適切に事業を実施している 協働実施済の場合のパートナー
		湘南失語症を支援する会

(3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 改善・変更	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 休止・廃止
<p>相談支援事業、地域活動支援センター事業等を実施することが、障害者に対する様々な支援に寄与しており、今後も地域における障害者の日常生活や日中活動を支援するために継続していく。</p> <p>基幹相談支援センターについては、その役割が認知され、地域の相談支援の中核として、市内の相談支援事業者のほか、地域包括支援センターや教育機関など、多機関から複合的な調整が必要な相談が増加した。今後、さらに増加が見込まれる複雑化、複合化する相談への対応を図るとともに、緊急時の対応への体制強化を図る必要がある。</p> <p>また、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童等やその家族が、適切な支援を受けられるよう支援体制を整備していくことが求められている。□</p>					

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)	基幹相談支援センターの総合相談実績						単位	件
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
相談支援事業所の後方支援や関係機関との連携を強化することで、障害者等の相談支援、生活支援の充実が図られる。	目標値		700	1,000	1,200	1,800	2,500	
	実績値	773	1,231	1,461	1,928	2,632		
	達成率		175.9%	146.1%	160.7%	146.2%		

指標(単位)	地域活動支援センター(Ⅱ・Ⅲ型)利用者数						単位	人
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
就労以外の日中活動の場を確保し、創作活動や社会参加活動の機会を提供し、安定した地域生活に必要なため。	目標値	250	250	250	250	250	250.0	
	実績値	179	170	158	142	146		
	達成率	71.6%	68.0%	63.2%	56.8%	58.4%		

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	基幹相談支援センターの設置状況							
団体名	鎌倉市	平塚市	茅ヶ崎市	大和市	厚木市	小田原市	海老名市	横須賀市
他市実績	設置済(委託)	設置済(直営)	設置済(委託)	設置済(委託)	設置済(委託)	設置済(委託)	設置済(委託)	設置済(直営)
	H28.7	R06.01	R05.10	H25.4	H27.10	R02.12	R05.06	R03.04

当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターについては、自治体の任意事業であり、地域の相談支援体制の状況などにより、全国的に設置していない自治体もあるところである。本市の場合は平成28年7月に設置しており、相談支援体制の構造化を図っており、機能等を見直しながら現在に至っている。
----------------------	---